



グリーン調達ガイドライン



2024年10月

株式会社 協豊製作所

調達部
安全健康環境部
品質保証部

目次

はじめに	1
お取引様への依頼事項	2
1 環境マネジメントシステムの構築	3
2 温室効果ガス(GHS)の削減	4
3 水環境インパクトの削減	6
4 資源循環の推進	7
5 化学物質の管理	9
6 自然共生社会の構築	11
用語集	12
法律、規制、政策関連用語集	12
その他用語集	13

はじめに

株式会社 協豊製作所は「自然環境に配慮するとともに法とその精神を遵守し、地域に根ざした企業活動を通じて社会の発展に寄与する」という経営理念のもと、社会の持続可能な発展への貢献に努めてまいりました。

現在、気候変動による海面上昇や異常気象の増加、PM2.5や温室効果ガスを始めとした大気汚染など地球環境はますます深刻化しており、企業にはより一層国際的な協力や持続可能な開発目標(SDGs)に基づく取り組みが求められています。

弊社としましても環境保全活動を経営の最重要課題として位置づけ取り組んでいきます。そのためにはお取引先様のご協力が不可欠となりますので、お取引先様におかれましては、趣旨をご理解いただいた上で、今後ともより一層のお取組みをお願い申し上げます。

部品事業本部本部長

取締役執行役員

佐野 雅也

お取引先様への依頼事項

弊社は、環境に配慮した事業活動を心がけております。以下の依頼事項につきましては、各章の趣旨をご理解の上ご対応をお願いします。なお、各国、各地域における法令の遵守は大前提としてお願いします。

依頼事項一覧

章	項目		対象のお取引内容	環境取組の対象		
				製品・サービス ※1	拠点 ※2	物流 ※3
1	1.1	環境マネジメントシステムの構築	環境マネジメント体制の構築	全て	○	○
	1.2		ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	全て	○	○
2		温室効果ガス(GHG)の削減	ライフサイクルでのGHG排出量の削減	全て	○	○
3		水環境インパクトの削減	「水資源」「水質」に対するインパクトの削減	全て	○	○
4		資源循環の推進	納入製品や拠点、物流における資源循環の推進	全て	○	○
5		化学物質の管理	(1) 車両用の「部品、用品、原材料」(含むこれらの製品の梱包・包装資材)に関する化学物質の管理(廃止、削減等)	部品、用品 原材料 梱包・包装資材	○	○
			(2) 弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、梱包・包装資材」等に関する化学物質の管理(廃止、削減等)	原材料、副資材 梱包・包装資材 設備、工事 清掃、造園	○	○
6		自然共生社会の構築	納入製品及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進	全て	○	○

※1 製品・サービスは、弊社に納入いただく部品、用品、原材料、副資材、梱包・包装資材、設備、工事、清掃、造園が該当します。(物流は※3に該当)

※2 拠点は、お取引先様の工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など、事業に関係する場所が該当します(物流事業やサービス提供事業も含みます)。

※3 物流は、弊社への納入物流と、弊社からの委託物流が該当します。

お取引先様への依頼事項

1 環境マネジメントシステムの構築

1.1 環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。お取引先様においても、環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築またはそれに準ずる活動をお願いします。

環境マネジメント体制の構築

環境マネジメントの確実な推進のために「ISO14001」などの環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新をお願いします。

なお、サプライチェーン全体のマネジメントを実現するために、皆様のお取引先様への環境マネジメントシステムの確認、助言・指導と、そのお取引先様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。

1.2 ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

弊社ではライフサイクルの各段階における環境負荷の評価、削減に努めています。お取引先様でも開発段階からライフサイクル全体を考慮いただき、ライフサイクルで環境負荷削減となる取組をお願いします。

納入製品 のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメント推進

ライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進と、環境パフォーマンス確認のためのデータ提出をお願いします。

2 温室効果ガス(GHG)の削減

弊社ではライフサイクル全体の温室効果ガス (GHG:Green House Gas) 排出量削減に努めています。お取引先様においても、製品・サービスのライフサイクルでの積極的なGHG排出量削減の取組をお願いします。

納入製品 のライフサイクルでのGHG排出量の削減

ライフサイクル全体を考慮いただき、低GHG排出量の製品の開発と、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。

a) 購入資材におけるGHG排出量の削減

下記などの取組を実施いただき、お取引先様の購入資材(最上流から製造までの)GHG排出量の削減をお願いします。

- ・部品の軽量化などによる原材料の使用量削減
- ・製造時のGHG排出量の少ない原材料の活用促進
- ・再生材の活用促進
- ・バイオマス素材の活用促進

b) 拠点におけるGHG排出量の削減

お取引先様の生産における、GHG排出量の実績管理と削減をお願いします。

c) 物流におけるGHG排出量の削減

お取引先様の納入物流及び弊社からの委託物流のGHG排出量の削減をお願いします。

d) 使用におけるGHG排出量の削減

納入製品の設計・開発段階において、完成車の走行時のGHG排出量削減に寄与する(燃費改善など) 製品の設計・開発をお願いします。

e) 廃棄・リサイクルにおけるGHG排出量の削減

納入製品の設計・開発段階において、お取引先様の製品が最終的に廃棄・リサイクルされる際のGHG排出量の削減に寄与する製品の設計・開発をお願いします。

※「4.資源循環の推進」 b) もご参照ください。

f) フロン排出量の削減

お取引先様の拠点や納入製品においてフロン類を使用しているお取引先様は、低GWPフロン及びノンフロンへの転換などの対応にご協力をお願いします。

※日本国内では、低GWPフロンやノンフロンへの転換を促す「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が2015年4月より施行されています。

g) 納入設備におけるGHG排出量の削減

弊社に納入いただく生産設備に関して、GHG排出量削減(エネルギー効率の向上)に寄与する設計・開発・提案をお願いします。

3 水環境インパクトの削減

中長期的には「水資源枯渇」が重要な課題になりつつあります。弊社では水環境のインパクト（影響）の削減を推進しています。お取引先様におかれましても、水環境インパクトの削減をお願いします。

拠点における「水資源」「水質」に対するインパクト削減

各地域の水環境事情を考慮し、拠点(工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など)における水リスクを下記などの取組をご実施いただき、水環境インパクト（影響）の削減をお願いします。

- ・水使用量削減
- ・雨水の利用
- ・工場等での水の循環利用
- ・排水の水質向上
- ・取水源の保全

4 資源循環の推進

弊社では日本の自動車リサイクル法や欧州ELV指令など、国内外における法規制対応に加えて、再生材の活用、リサイクルを考慮した設計、拠点における廃棄物削減活動など、資源循環に関する取組を推進しております。お取引先様にも資源循環に関する取組にご協力をお願いします。

納入製品や拠点、物流における資源循環の推進

製品における枯渇性資源の使用量削減や、製品使用後の廃棄時における適正処理・リサイクルを考慮した製品の開発など、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。また、拠点における廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてお願いします。

a) 納入製品における枯渇性資源の使用量削減のための技術開発

枯渇リスクのある枯渇性資源の使用量を削減するために、下記などの技術開発及び、日常の業務等における弊社への積極的な提案をお願いします。

- ・省資源設計の促進
- ・再生材の活用促進
- ・クローズドループリサイクルの促進
- ・バイオマス素材の活用促進

b) 製品使用後の廃棄時における適正処理・リユース・リサイクルを考慮した素材や製品の開発

製品が使用後に廃棄される際に適正処理・リユース・リサイクルが実施しやすくなるような下記などの取組及び、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。

- ・材料選定
- ・取外し/解体の容易性
- ・廃棄処理の容易性
- ・部品の長寿命化 等

なお、必要に応じて適正処理方法・リサイクル方法の説明をお願いします。
また、適正処理が困難と予想される新素材や新製品については、事前に弊社担当まで相談をお願いします。

c) 拠点における廃棄物の削減とリサイクルの推進

拠点（工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など）における廃棄物についても、削減とリサイクルの推進をお願いします。

d) 物流における梱包・包装資材の使用量削減

物流における梱包・包装資材についても使用量削減をお願いします。

5 化学物質の管理

弊社は、欧州ELV、欧州REACH、日本化審法など、国内外における法規制に先行し化学物質の管理(廃止、削減等)およびリサイクル率の向上への取組を推進しています。対象のお取引先様には、下記項目に関する関連法令・標準類・各種品質管理業務要領に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

(1) 車両用の「部品、用品、原材料(*)」(含むこれらの製品の梱包・包装資材)に関する化学物質の管理(廃止、削減 等) (*原材料のうち、車両の一部になるもの。

開発・設計・生産準備・量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理 (廃止、削減等)と、樹脂・ゴム部品の材質表示をお願いします。

a) 開発・設計・量産段階における化学物質の管理(廃止、削減 等)

■化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は、弊社技術標準「環境負荷物質の管理方法(KSZ0001G)」に従い、実施してください。

■部品、原材料が新たに設定されたり、材料変更および質量変更が発生した場合、すべての対象部品、原材料に対し、期日までに材料・化学物質データのIMDS入力を確実に実施してください。

「環境負荷物質の管理方法(KSZ0001G)」については最新版をご使用ください。

「環境負荷物質の管理方法(KSZ0001G)」は、各国の法規動向や弊社方針に合わせて1回/年を目処に改定します。

■弊社から個別に部品、原材料に対し、材料・化学物質データ調査をお願いした際は、IMDS入力を指定期日までに確実に実施下さるようお願いいたします。

■開発・設計・生産準備・量産段階に、必要に応じて仕入先様の工程監査を実施します。

■IMDSにてご報告いただいた内容と異なることがないよう、仕入先様が購入される部品、原材料の管理や、製造工程での混入防止を実施してください。必要に応じてデータの提出をお願いさせていただきます。

b) 梱包・包装資材の化学物質の管理

- 梱包・包装資材の設定時は上記KSZ0001Gに規定した禁止・制限物質を含有しないよう材料選定をお願いします。

c) 樹脂・ゴム部品の材質表示

- 本件に関わる法規は欧州に始まり拡大の傾向にあります。
- 国際統一規格に対応した材質表示を仕向地によらず導入しています。
- 100g以上の樹脂部品・200g以上のゴム部品を対象としていますが、対象質量以下の部品についても可能な限り表示をお願いします。

(2) 弊社の拠点で使用する「原材料(*1)、副資材、梱包・包装資材(*2)」等に関する化学物質の管理(廃止、削減 等)

(*1)原材料のうち、車両の一部にならないもの。

(*2)梱包・包装資材のうち、弊社の物流拠点へ納入するもの。

弊社の拠点で使用する納入・持ち込み材料、原材料、副資材、梱包・包装資材の化学物質管理(廃止、削減 等)をお願いします。

< 化学物質管理の潮流 >

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルク・サミット)、2006年のSAICM(戦略的化学物質管理アプローチ)採択などを受け、世界的に化学物質管理規制が拡大しています。化学物質規制の国際的な流れとしては、個々の物質の有害性のみに注目していた「ハザード管理」から、人や動植物にどれだけ影響を与えるかを加味した「リスク管理」へと変わってきています。そのため、どのような状況で化学物質が用いられるかということまで考慮する必要が出てきました。化学物質規制については日本の化審法、欧州のELV指令、REACH規制などがあるが、北米・アジアでも独自の規制を設けています。

このような化学物質の規制では、企業は製品中の化学物質の含有情報収集とサプライチェーンの管理が求められています。

6 自然共生社会の構築

弊社では自然への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、自然保護や生物多様性保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。お取引先様の皆様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取組をお願いします。

納入製品及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進

納入製品及び拠点における生物多様性や自然への影響の最小化をお願いします。また、生物多様性保全に貢献する製品の積極的な提案をお願いします。

a) 納入製品における生物多様性の配慮

原材料まで遡り、生物多様性への影響を最小化した製品の開発をお願いします。特に植物由来原料を使用する場合は生物多様性への十分な配慮をお願いします。

b) 拠点における生物多様性の配慮

生物多様性に関する環境方針の策定、開発などにおける自然への影響の可能な限りの最小化をお願いします。また、自然の保全に取り組む地域、団体などとの協働・連携も含め、自然環境をより良くする活動も可能な範囲で実施をお願いします。

c) 1.～5.の取組推進による自然との共生

「1.環境マネジメントシステムの構築」、「2.温室効果ガスの削減」、「3.水環境インパクトの削減」、「4.資源循環の推進」、「5.化学物質の管理」の取組を推進することで、間接的に自然共生社会の構築につながります。従って1.～5.の取組についても自然共生社会の構築を念頭に取組の強化をお願いします。

用語集

法律、規則、政策関連用語集

(1) 自動車リサイクル法

使用済み自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車メーカーの他、関係者に適切な役割分担を義務付ける法律。

(2) 欧州ELV指令

2000年に発効した「使用済み自動車(ELV)のリサイクル指令(2000/53/EC)」。使用済み自動車による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には適用除外の項目もある。

(3) 欧州REACH規制

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則<(EC)No1907/2006>」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が義務付けられています。

(4) 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」。新たな工業用化学物質(新規化学物質)について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制したもの。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的。

(5) 米国TSCA法(Toxic Substances Control Act)

1976年に制定された「化学物質による人の健康・環境への被害軽減を目的とした法律」。同法に基づき米国EPA(環境保護庁)は化学物質、混合物に関する情報管理(報告・保持)、試験評価要求、制限および特定の化学物質の製造・輸入・使用・廃棄を規制管理している。

(6) 欧州包装材指令

1994年に発効した「包装および包装廃棄物に関する指令(94/62/EC)」。使用済み包装廃棄物による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収・リサイクルシステムの構築などを定めている。

(7) The Aichi Biodiversity Targets

2010年に開催されたCOP10で採択された、生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標。

(8) 生物多様性国家戦略2023-2030

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

その他用語集

(1) ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格。

(2) ライフサイクル

製品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階。

(3) LCA (Life Cycle Assessment)

製品・サービスの環境負荷を設計・製造から使用・廃棄段階までライフサイクルで評価する手法。

(4) 低GWPフロン

温暖化の影響の強さを示す地球温暖化係数 (Global Warming Potential) が小さいフロン。

(5) ELV (End of Life Vehicle)

使用の目的を終了した使用済み自動車のこと。自動車リサイクル法では、引取業者に使用済みとして引き取られた車が使用済み自動車となる。

(6) 車両用部品

量産車・特装車用の部品および補給部品。

(7) 原材料

鋼板、鋼材、塗料、接着剤、オイル、冷却水などの車両の生産工場で使用されるもの。

(8) 梱包・包装資材

工場に直接納入する梱包・包装資材および車両用部品、用品を輸送する際に使用する梱包・包装資材。

(9) VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。塗装や接着剤の溶剤など常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

(10) IMDS (International Material Data System)

部品お取引先様が、製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

(11) SDS (Safety Data Sheet)

化学物質等、安全データシート。化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取扱うために必要な情報を記載したもの。

(12) GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

IMDS申告時に利用する日米欧の自動車、部品、化学メーカーで合意された業界共通の管理科学物質リスト。

章	項目		対象のお引取内容	環境取組の対象		
				製品・サービス ※1	拠点 ※2	物流 ※3
1	1.1	環境マネジメントシステムの構築	環境マネジメント体制の構築	全て	-	○
	1.2	ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	ライフサイクルでのGHG排出量の削減	全て	○	○
2	温室効果ガス(GHG)の削減	ライフサイクルでのGHG排出量の削減	全て	○	○	○
3	水環境インパクトの削減	「水資源」「水質」に対するインパクトの削減	全て	-	○	-
4	資源循環の推進	納入製品や拠点、物流における資源循環の推進	全て	○	○	○
5	化学物質の管理	(1) 車両用の「部品、用品、原材料」(含むこれらの製品の梱包・包装資材)に関する化学物質の管理(廃止、削減 等)	部品、用品 原材料 梱包・包装資材	○	-	○
		(2) 弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、梱包・包装資材」等に関する化学物質の管理(廃止、削減 等)	原材料、副資材 梱包・包装資材 設備、工事 清掃、造園	○	-	-
6	自然共生社会の構築	納入製品及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進	全て	○	○	○